

【賃金規定等共通化コース】

■申請書類（原本）厚労省HPよりダウンロード	
<input type="checkbox"/> 1	キャリアアップ助成金支給申請書 (様式第3号)
<input type="checkbox"/> 2	賃金規定等共通化コース内訳 (様式第3号・別添様式4)
<input type="checkbox"/> 3	支給要件確認申立書 (共通要領様式第1号)
<input type="checkbox"/> 4	支払方法・受取人住所届 (厚労省HPよりダウンロード)
■添付書類（写）	
<input type="checkbox"/> 1	認定を受けたキャリアアップ計画書 (変更届含む全ての計画書)
<input type="checkbox"/> 2	共通化前後の就業規則または労働協約等 (該当する規定の全ページ)
<input type="checkbox"/> 3	有期雇用労働者等と正規雇用労働者が賃金規定の適用を受けていることを証明するもの
<input type="checkbox"/> 4	共通化前後の雇用契約書または労働条件通知書等
<input type="checkbox"/> 5	共通化前後の賃金台帳等 (労基法第108条に定める項目を網羅しているもの)
<input type="checkbox"/> 6	賃金台帳等に関する確認書
<input type="checkbox"/> 7	共通化前後の出勤簿またはタイムカード等
■高知労働局が必要とし、提出を求める書類（共通要領0301・イを根拠とする）	
<input type="checkbox"/> 1	対象労働者の労働者名簿 (労基法第107条に定める項目を網羅しているもの)
■中小企業事業主の場合	
<input type="checkbox"/> 1	事業所確認票 (様式第4号)
■生産性要件を満たす場合	
<input type="checkbox"/> 1	生産性要件算定シート (共通要領様式第2号)
<input type="checkbox"/> 2	算定の根拠となる証拠書類（写） (損益計算書・青色申告決算書等)

共通化時点の年度様式

申請書提出時点の最新様式

※4については新規登録や変更がなければ省略可。新規登録の場合は、店舗コードと口座番号が分かるものの写しを添付してください。
(通帳の表紙や、ネット銀行の場合はスクリーンショット等)

・事業所控えを紛失等した場合は一度ご連絡ください。

・監督署の受理印のページ、または労働者が10人未満の場合はその旨の申立書が必要です。申立書の様式は高知労働局HPにてダウンロードできます。

・個別に賃金規定を設けている場合は当該規定も併せて添付。本則である就業規則の中に賃金に関する事項を規定している場合は、就業規則全体が必要です。

・共通化前に賃金規定等を作成しておらず、新たに整備した場合は、共通化前の賃金規定等は添付不要ですが、その旨を記載した申立書（任意様式）が必要です。

・労働者ごとに賃金規定等の区分（適用されている等級等）を示していることが必要です。

・労働者名簿の場合、マイナンバーの記載箇所は黒塗りしてください。

・同一区分が適用されている対象労働者全員及び正規雇用労働者1名（同一区分が複数ある場合は、各同一区分から1人）が必要です。

・記載内容と実際の賃金支払いが異なる場合は、支給対象外となることがあります。

・共通化前3ヶ月分、共通化後6ヶ月分が必要です。

・共通化後6か月については、一月あたり11日以上勤務が必要です。11日に満たない月がある場合はその事情によって取り扱いが異なりますので一度ご連絡ください。

・厚労省HPよりダウンロードできます。

・共通化前3ヶ月分、共通化後6ヶ月分が必要です。（上記5と連動する期間のもの）

・各日の始業終業時刻及び1日あたりの労働時間がわかる表記が必要です。
(労働時間管理、賃金計算が正しく行われているか確認できるもの)

・本リストの「添付書類-3」で労働者名簿を添付した場合は省略可。

・厚労省HPよりダウンロードできます。

・社会福祉法人等で、常時雇用する労働者数のみで中小企業判定を行う場合は、専用の確認書を高知労働局HPよりダウンロードしてご提出ください。

・1%以上6%未満の場合は、「与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(原本・厚労省HPよりダウンロード)」も必要です。

・生産性要件の算定期間中に事業主都合による離職がある場合、または生産性の伸び率が1%未満の場合は加算対象外となります。

《申請期間内の提出をお忘れなく！》

共通化後、6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内が申請期間です。

(例) 共通化が4/1で、賃金×日が月末、翌月15日払いの場合、6ヶ月分(4/1～9/30)の賃金は10/15支払いなので、10/16～12/15が申請期間です。

高知労働局

助成金センター TEL.088-878-5328 キャリアアップ担当